

生活困窮者自立支援制度 施行後の状況について

平成27年12月15日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

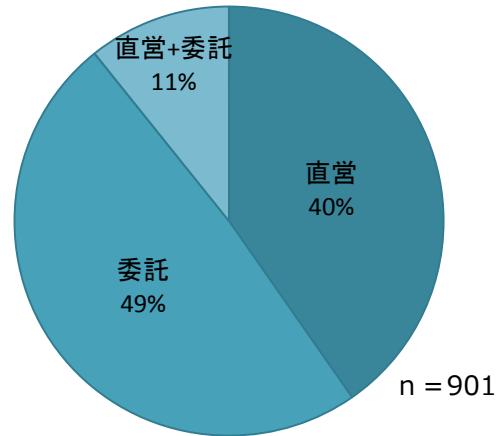
施行期日

平成27年4月1日

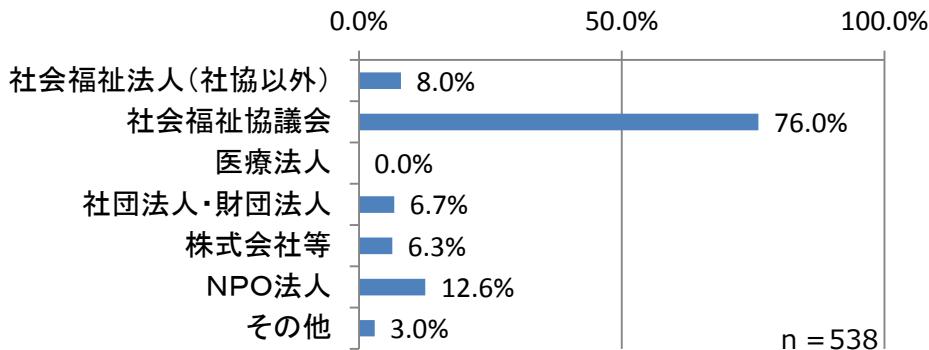
自立相談支援事業の実施状況(本年4月調査)

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用も含め約6割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約8割弱と多く、次いでNPO法人や社会福祉法人（社協以外）が1割となっている。
- 事業の実施場所については役所・役場内が約6割、委託先施設内が4割弱となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。

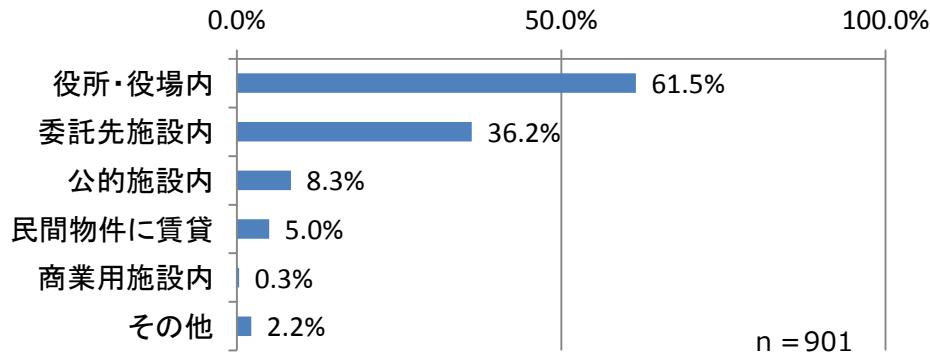
(1) 運営方法



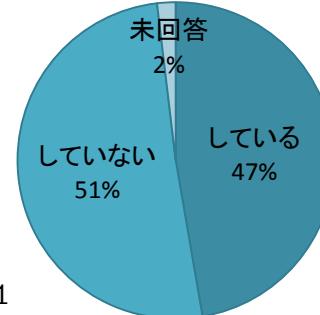
(2) 委託先 (複数回答)



(3) 実施場所 (複数回答)



(4) 被保護者就労支援事業との一体的実施



※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

自立相談支援事業における支援員の状況

- 自立相談支援事業における支援員は、実人数で約4,200人となっている。
- 職種別では、相談支援員が約2,300人と最も多い。また、専任の割合は、主任相談支援員が最も多い。
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合が約5割と最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合が高い。
- 支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格については、3職種とも社会福祉士・社会福祉主事の割合が多い。また、就労支援員は他職種に比べて、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーの割合が多い。

(1) 支援員数（実人数）

支援員の実人数	4,162人
---------	--------

※ 複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

(2) 職種別支援員数（兼務あり）

	配置数(※1)		
		うち専任	うち兼務(※2)
主任相談支援員	1,257人(100%)	649人(51.6%)	608人(48.4%)
相談支援員	2,284人(100%)	1,005人(44.0%)	1,279人(56.0%)
就労支援員	1,698人(100%)	388人(22.9%)	1,310人(77.1%)

※1 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている

※2 自立相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

(3) 他事業との兼務状況（複数回答）（実人数のうち他事業を兼務している1,610人について集計）

n = 1,610

	被保護者就労支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業	一時生活支援事業	被保護者就労準備支援事業	子どもの学習支援事業	その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業	左記以外の事業
割合	28.6%	11.9%	13.6%	14.7%	3.4%	9.2%	10.6%	45.6%

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～10月分）

- 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約8割の水準となっている。
- 就労・增收者数は、支援が進んでいくにしたがって、概ね着実に増加している。
- プランの作成割合は、依然として低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり20件／月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり10件／月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり6件／月
- ④就労・增收率：40%

(件数、人)

平成27年4月～10月	新規相談受付件数	プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	增收者数
		人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	89,657	15.4	15,235	2.6	10,039	1.7	7,367
指定都市	32,776	17.2	11,366	6.0	3,948	2.1	2,653
中核市	17,360	13.5	3,636	2.8	2,206	1.7	1,429
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449
							3,954

月別	新規相談受付件数	プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	增收者数
		人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり		
4月分	23,938	18.6	2,911	2.3	1,858	1.4	1,020
5月分	19,737	15.4	3,103	2.4	2,047	1.6	1,336
6月分	21,039	16.4	3,911	3.0	2,635	2.1	1,768
7月分	20,636	16.1	6,250	4.9	2,480	1.9	1,888
8月分	17,997	14.0	4,700	3.7	2,369	1.8	1,701
9月分	18,308	14.3	4,493	3.5	2,258	1.8	1,798
10月分	18,138	14.1	4,869	3.8	2,546	2.0	1,938
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449
							3,954

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

調査対象自治体における支援実績（抜粋）について

調査の概要

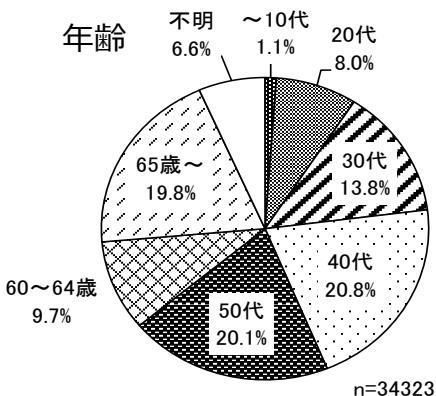
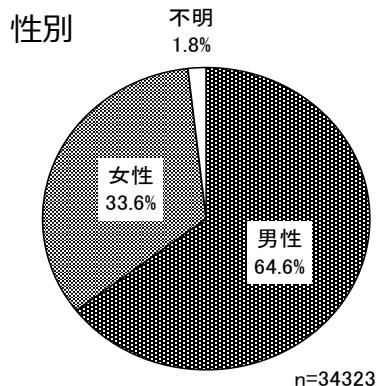
○平成27年度社会福祉推進事業において、自立相談支援機関における支援実績について把握するため、平成26年度よりモデル事業を実施していた調査対象自治体（121箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成27年4月～平成27年9月新規受付ケース

【回収状況】 119自治体から新規相談受付34,323ケース、支援決定9,156ケース

1 新規相談受付



相談経路（複数回答）

	n=34323
本人自ら連絡（来所）	39.3
関係機関・関係者からの紹介	27.8
本人自ら連絡（電話・メール）	10.4
家族・知人から連絡（来所）	3.4
家族・知人から連絡（電話・メール）	1.9
自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた	0.8
その他	3.0
不明	21.1

2 スクリーニング

＜自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について同意なしを含めた場合＞

n=28326

情報提供や相談対応のみで終了

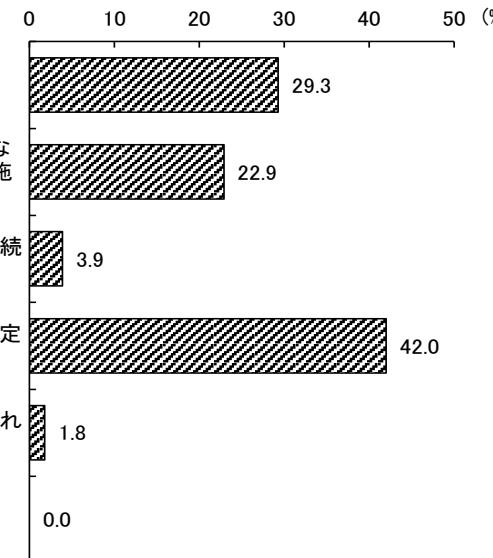
他の制度や専門機関で対応が可能でありつなぐ（必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする）

現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む

自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する

スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等）

不明

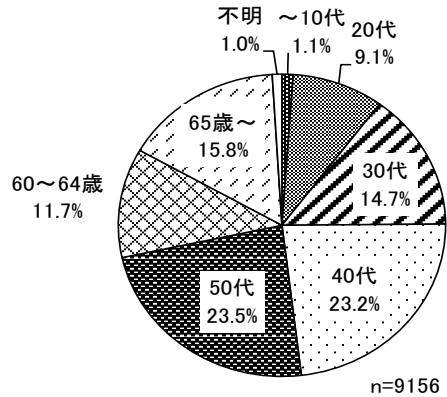


※新規相談受付の34,323件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施28,326件についての内訳。

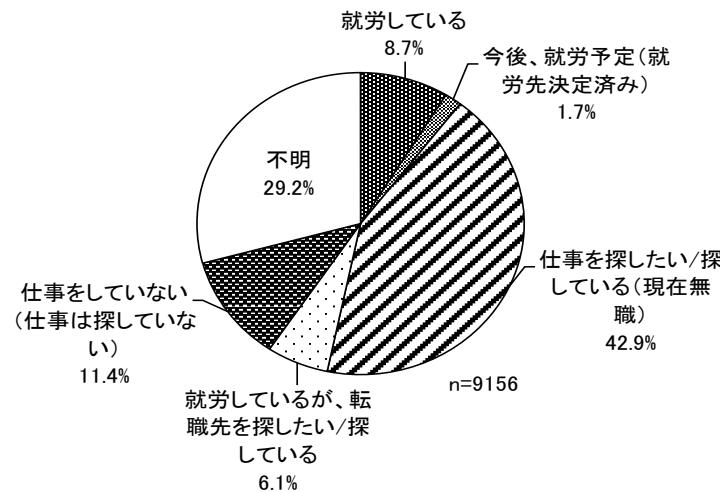
3 支援決定の状況

支援決定（初回プラン）ケースの状態像

年齢



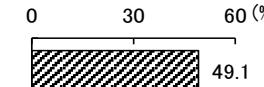
就労状況



本人の状況（複数回答）

n=9156

経済的困窮



就職活動困難



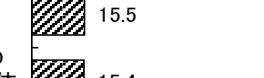
住まい不安定



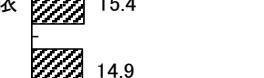
病気



家族関係・家族の問題



その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)



ホームレス



就職定着困難



家計管理の課題



(多重・過重)債務



中卒・高校中退



障害(手帳有)



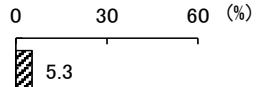
障害(疑い)



コミュニケーションが苦手



社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む)



ひとり親



生活習慣の乱れ



本人の能力の課題(識字・言語・理解等)



刑余者



けが



DV・虐待



自死企図



外国籍



不登校



非行



被災



その他

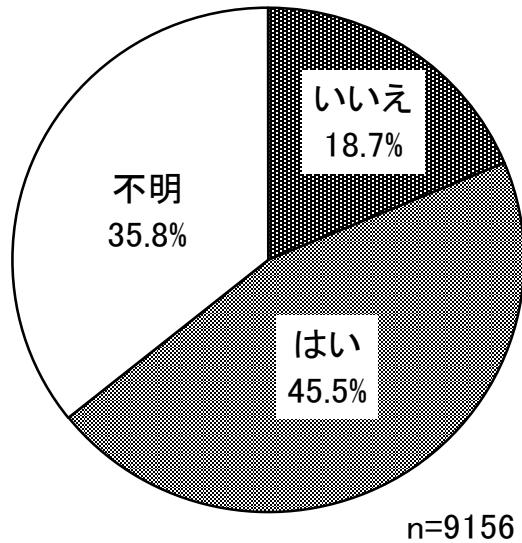


不明

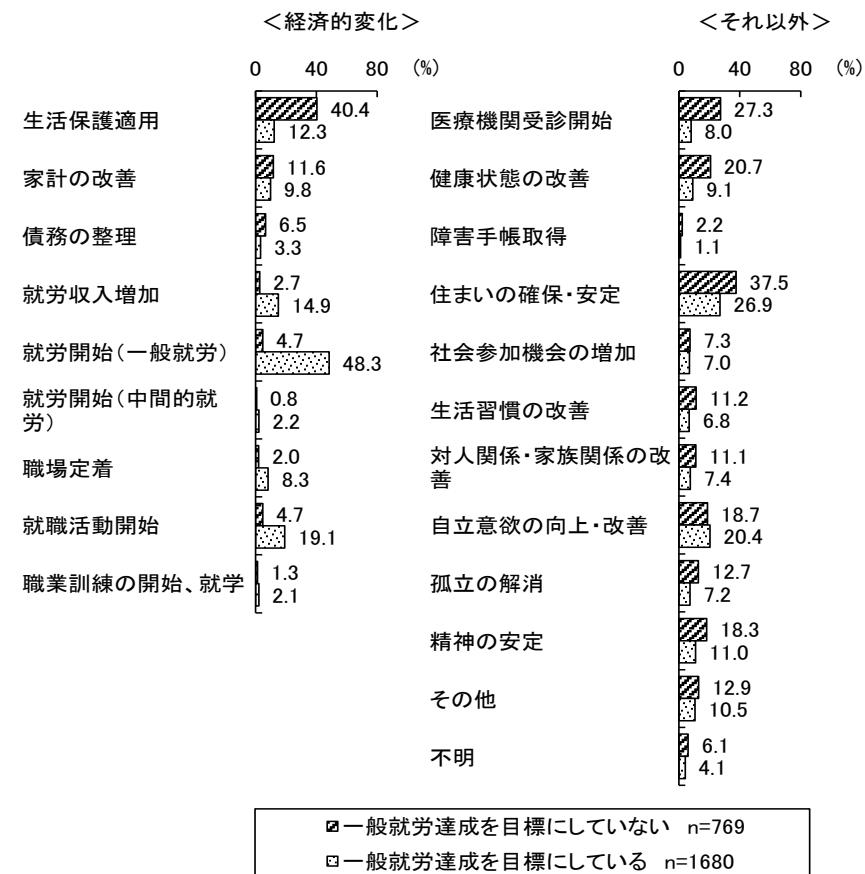


4 プランの内容

プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか

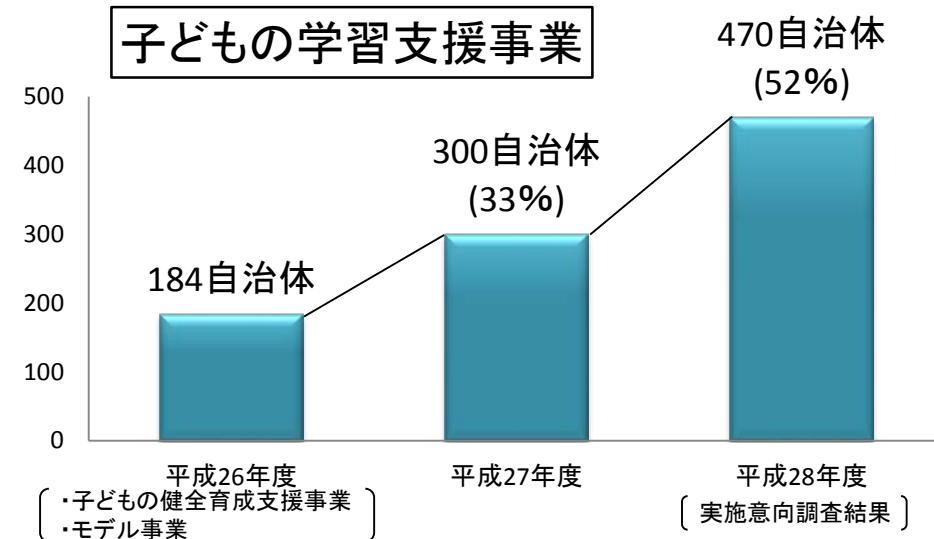
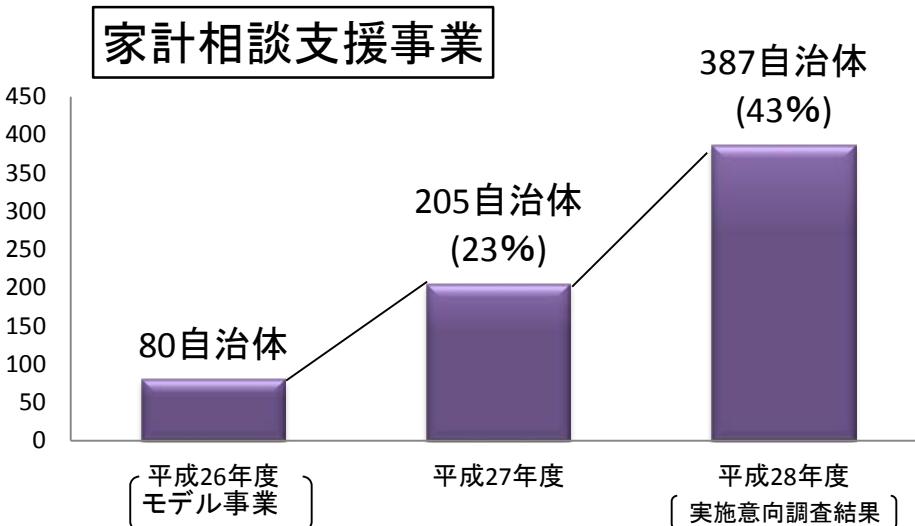
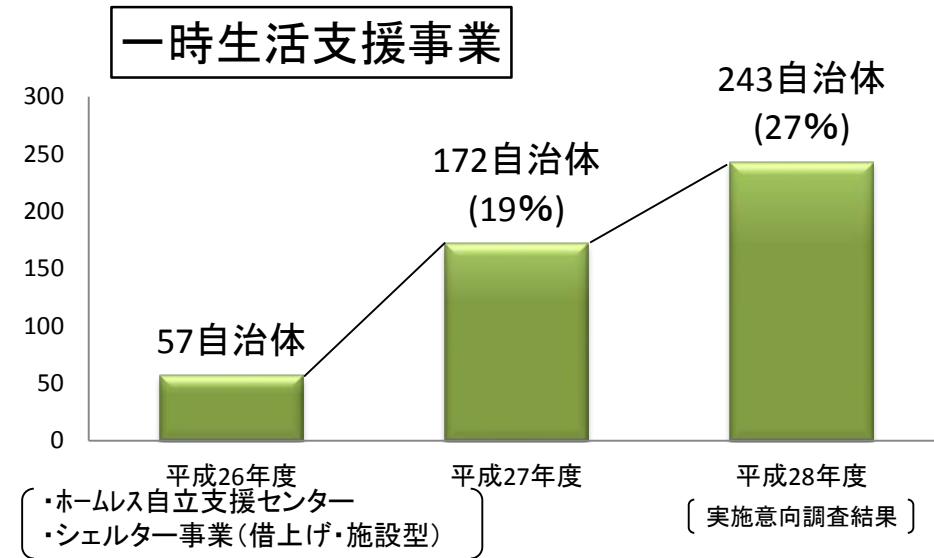
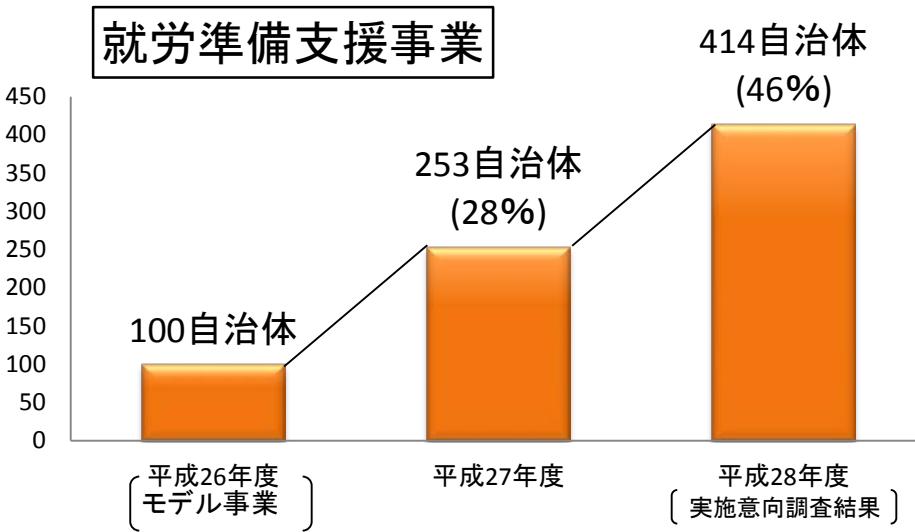


プラン期間内の一般就労の目標と変化の内容



任意事業の実施状況について

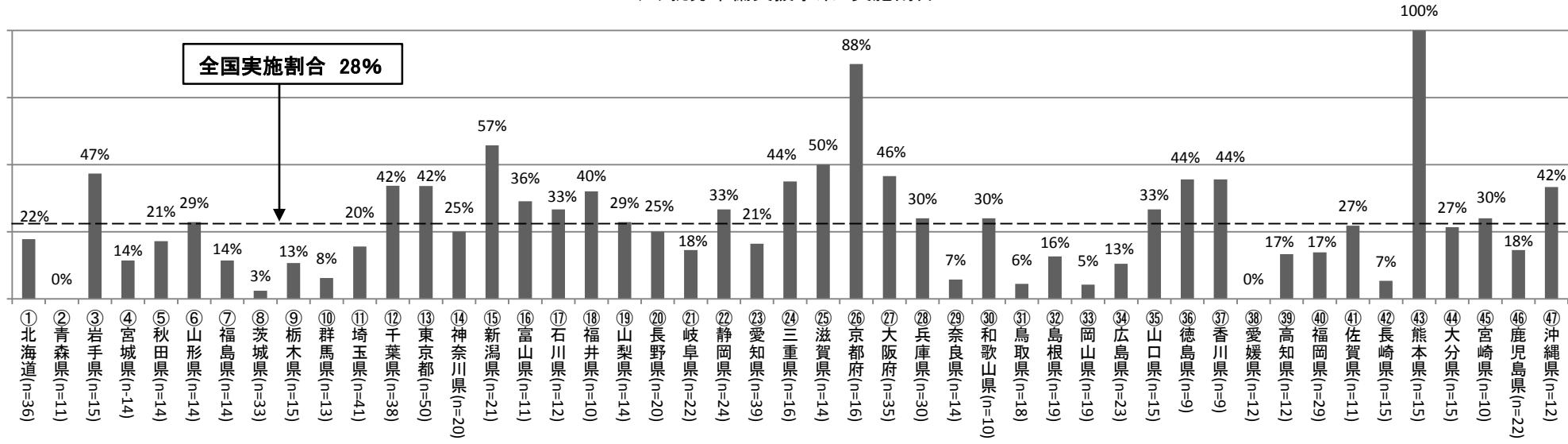
- 平成28年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成27年度の実施自治体数(事業実施状況調査による調査)と比較して、それぞれ大幅に増加する見込みとなっている。



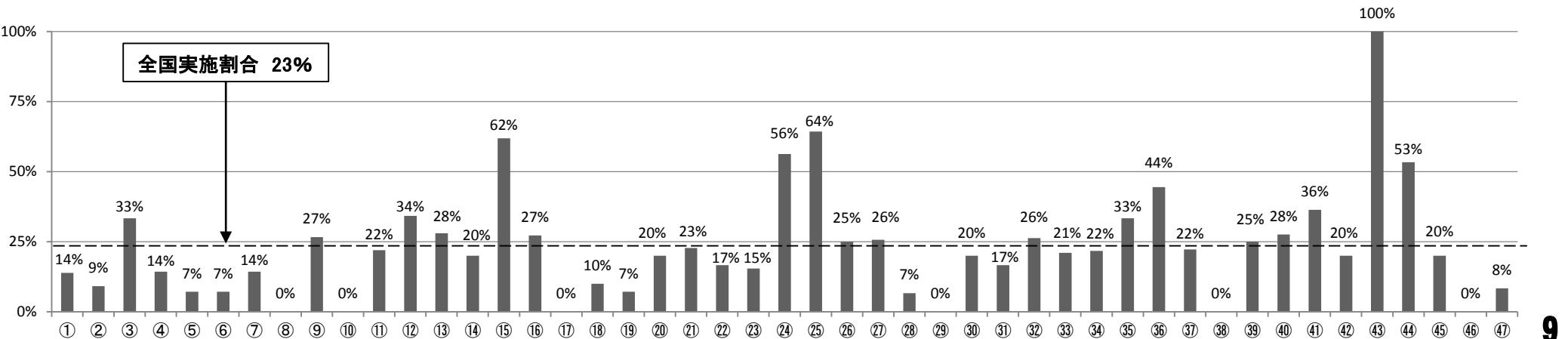
生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について

平成27年4月17日付けで厚生労働省が都道府県・政令指定都市・中核市あてに実施した調査結果によると、就労準備支援事業の実施割合は28%、家計相談支援事業の実施割合は23%、一時生活支援事業の実施割合は19%、子どもの学習支援事業の実施割合は33%。これを都道府県別にみると、以下のとおり。

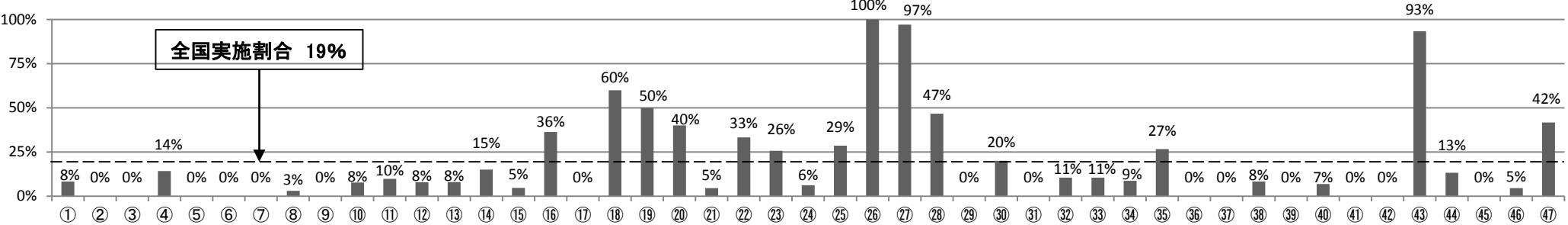
(1)就労準備支援事業 実施割合



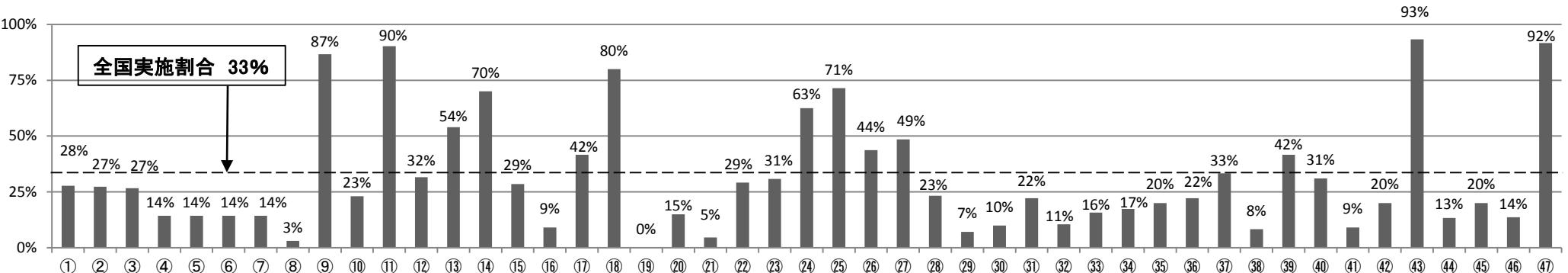
(2)家計相談支援事業 実施割合



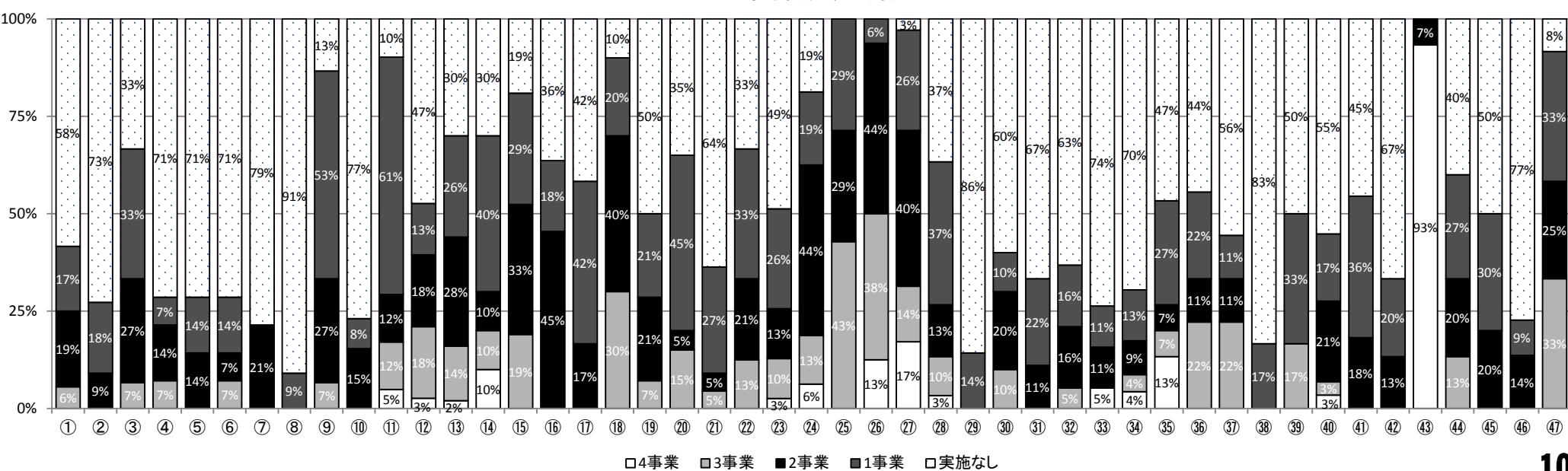
(3) 一時生活支援事業 実施割合



(4) 子どもの学習支援事業 実施割合



(5) 任意事業実施数別割合



今年度の国による自治体支援

本年度は制度創設初年度として、入口から出口の整備まで計画的な自治体支援に取り組む。

1. ブロック会議(春)

時期	主な内容
6月～7月	<ul style="list-style-type: none">・支援を広く届ける 広報・周知の方法について・任意事業の促進 就労準備支援事業及び家計相談支援事業について効果や工夫点の説明

2. 全国担当者会議

時期	主な内容
9月14日	<ul style="list-style-type: none">・子どもの学習支援事業の強化について・プラン作成のポイント・住居確保給付金のPR・自治体の就労支援について

3. ブロック会議(秋)

時期	主な内容
11月	<ul style="list-style-type: none">・就労支援のポイント(本人を起点とした就労支援、就労の場の確保、定着支援など)

4. 全国会議(部局長会議、課長会議)

時期	主な内容
1月～3月	<ul style="list-style-type: none">・次年度に向けた取組

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援の視点

相談者自身が課題を見るようになる支援
①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援
②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援
③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約3.3倍、債務整理に関しては約5倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が2倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や住まいの確保・安定、生活習慣の改善、自立意欲の向上・改善といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

【家計が改善した人】

家計相談の利用なし



家計相談の利用あり



10人に5.7人が改善

「家計相談の利用あり」における その他の効果

「家計相談の利用なし」と比べると

【債務の整理】

- 約5倍の支援効果

【対人・家族関係の改善】

- 約1.8倍の支援効果

【住まいの確保・安定】

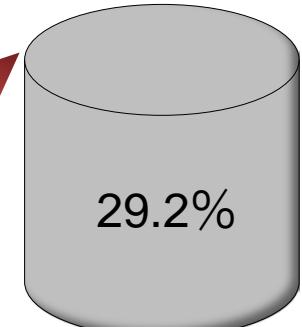
- 約2倍の支援効果

【增收者の割合】

家計相談の利用あり

家計相談の利用なし

約2倍

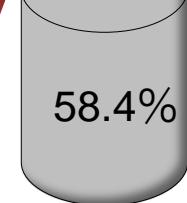
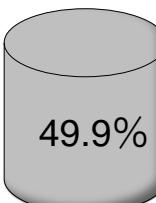


【就労開始・增收者の割合】

家計相談の利用なし

家計相談の利用あり

約1.2倍



※ 家計相談が增收に効果をもたらす背景

- 生活困窮者にとって、7～8万円の収入を新たに得ることは、ときとしてハードルが高い場合もある。このような場合、家計相談を利用すると…
- ⇒ 家計表を作成することで、家計再生に必要な収支改善が例えば6万円であると明確化され、更に3万円の節約が可能であることが明らかになれば、結果的に家計再生に必要な収入増は3万円であることがはつきりする。
 - ⇒ 3万円の增收であれば、就労時間や日数を見直すことで、それほど難しくなく収入を増やせる可能性がある。
 - また、增收に向けて新たに職を見つける必要がある場合でも、就労先の選択肢が増えることから円滑に就職活動を行うことができる。

より広く支援を届けるために

自らSOSを発する
ことが難しい

どこに相談し
たらいいか
分からぬ

相談の中身が
複雑で対応で
きていない

困りごとを
うまく話せない
。。

課題 1 制度の広報・周知

制度利用の「入口」となる自立相談支援機関の情報にアクセスできるようさらなる工夫が求められる。

工夫の例

生活困窮者が訪問する可能性がある公共機関、24時間営業の店舗にチラシ・リーフレット等を配置する。大きさ（カード・サイズにする）も検討する。

課題 2 連携体制の構築

関係部局（関係機関）を相談経路とし、生活困窮というニーズを早期に「発見」し、気になる生活困窮者を自立相談支援機関につなぐことが重要。

このために連携体制の構築が必要。こうした体制構築は、支援事例を通じた「出口」整備ひいては「地域づくり」にもつながる。

課題 3 相談受付とプラン策定

相談受付

相談受付は、生活困窮に関する訴えを有する可能性があるものについて行い、その上で、スクリーニングを行う。

プラン策定

プランは、課題解決のために何をめざすかを本人とともに明らかにし、支援内容や役割分担を「見える化」したもの。

支援員が頭の中で考えたことを文字にすることで、より明確化され、チームで共有することが可能となる。